

様式第2号（第9条関係）

会議録

会議の名称	令和4年第3回ふじみ野市国民健康保険 運営協議会			
開催日時	令和4年8月4日（木）			
開催場所	ふじみ野市役所第2庁舎3階B301会議室			
委員氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	会長	山口 幸雄	委員	堀井 眞佐子
	副会長	高山 稔	委員	堀口 修一
	委員	泉名 浩志	委員	池谷 明
	委員	目黒 アツ子	委員	関根 康二
	委員	鹿山 由紀子		
	委員	田村 法子		
会議の議題	(1) 審議事項 【第1号議案】国民健康保険税について (2) その他			
会議の公開又は非公開の別	公開			
会議の非公開の理由				
資料閲覧の人数	0人			
会議の内容	別紙のとおり			
会議資料	市民生活部保険・年金課にて保管			
事務局	市民生活部保険・年金課			
議事の確定	確定年月日	令和4年8月17日		
	記名押印 又は署名	役職名 委員 目黒 アツ子 ㊟  委員 田村 法子 ㊟ ※自署の場合は、押印不要です。		

## 令和4年第3回ふじみ野市国民健康保険運営協議会

日 時 令和4年8月4日(木)  
午後1時30分から  
場 所 ふじみ野市役所第2庁舎  
3階B301会議室

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 議題

#### (1) 審議事項

##### 【第1号議案】国民健康保険税について

ふじみ野市国民健康保険税の税率を令和5年度適用分から改定することについて資料に基づき事務局より説明

#### <委員からの質問意見>

- ・令和3年度決算繰越金の処分方法は。

#### 事務局回答

- ・基金へ繰入れられると見込んでいる。

#### <委員からの質問意見>

- ・赤字削減・解消計画について、令和5年度以降は赤字補填目的の法定外繰入金を繰入れられない、という解釈でよいか。
- ・県内において、赤字補填目的の法定外繰入ができないのはふじみ野市だけなのか。

#### 事務局回答

- ・ふじみ野市の解消年度は令和5年度までとなっていることから、令和5年度以降、赤字補填目的の法定外繰入金は繰入れられないこととなっている。新たな赤字が発生した場合は新たに計画を策定する必要があり、また、達成できるよう削減期間を延長するなど変更計画を立てる必要がある。
- ・赤字がある団体は赤字削減・解消計画を策定しなければいけないこととなっている。

#### <委員からの質問意見>

- ・大幅な改定となるのは、平成27年度から令和4年度の間、改定をしてこなかったことが原因か。

### 事務局回答

- ・医療費推移の表のとおり、少しずつ改定していれば大幅な改定にはならなかったといえるが、今までは運用できる基金残高があったことや保険税収納率が県の平均に達していない等、改定に至るまでの課題があったため改定の議論に至らなかった。

### <委員からの質問意見>

- ・現行税率は県内団体と比較するとどのようになっているのか。

### 事務局回答

- ・令和4年度から20団体が税率改定を行っており、2方式の団体で比較すると、ふじみ野市は県内平均より低い位置にある。

### <委員からの質問意見>

- ・一人当たりの医療費推移について、平成28年度と令和3年度を比較すると約3万6千円増額しているが、令和3年度については令和2年度のコロナの影響からのV字回復といった受診控え後の特別な傾向ととらえることはできないのか。

### 事務局回答

- ・令和元年度と比較しても増加しており、コロナ禍の状況に無くとも令和4年度以降も高い水準で推移する傾向ととらえている。

### <委員からの質問意見>

- ・今後県で統一の保険税率ということになれば、低所得者への配慮ができなくなるということにはなるが、統一までは今までのふじみ野市としての姿勢である低所得者への配慮は続けていけると解釈をした。それを踏まえそれぞれの事務局案の特徴やポイントを詳しく説明してほしい。

### 事務局回答

- ・事務局案A:前回の運営協議会での意見を反映し、低所得者へ配慮し均等割額を据え置いた案。

→所得割だけが引き上がるため所得のある世帯へ負担が非常に高い結果となる。さらに課税限度額の上限額が102万円と決まっているため、高所得層の中には改定の影響を全く受けない高所得世帯もある一方、中間所得者層が税率改定の負担を背負い、中間所得世帯への配慮を欠いたものになってしまう。また、県から示された標準保険税率よりも所得割率が上回ることになる。

- ・事務局案B:財政運営上の不足額2億7,500万円を賄うために、まずは所得割率を標準保険税率までに引き上げ、残りの額は均等割額によ

って賄うという積算方法。

→逆算をすることにより、均等割額を最大限に引き下げられるため、低所得者へ

定程度配慮した算定方法となる。所得割率は、県の示す標準保険税率となるため根拠のある改定率となる。

<委員からの質問意見>

・令和4年度改定団体は20団体とのことだが、近隣の富士見市等については、今後令和9年度まで現行税率で運営するのか、近隣他市町の状況は。

**事務局回答**

・富士見市は令和5年度については改定を行わないと聞いている。令和9年度までに赤字解消等の財政状況を踏まえた改定を行う団体は、応能応益割率を含め、標準保険税率を見据えた改定を行うと聞いている。4方式、3方式を採用している団体は2方式への移行を伴う税率改定行うことや、中には、今後2年度おきに改定を行う団体もあると聞いている。

<委員からの質問意見>

・県は保険税水準の統一を目指し、令和9年度までには収納率格差以外の項目を統一すると明示していると説明があったが、これは議論できる余地はあるのか。また、近隣団体2市1町で医療費について大きく差があるとは思えないが、改定するのであれば歩調を合わせていくのが望ましい。

**事務局回答**

・県の運営方針については、すべての市町村が同意した方針であることを前提に、策定年度の前年度に各団体の意見を取りまとめた上で策定する。保険税については各市町村の条例で定めていることから、議論の余地はあるが、県が策定した方向へ進めていくこととなる。広域化の基本は、県内で同じ給付を受けるのであれば、同じ保険税率であるという考え方となっている。

## 【審議結果】国民健康保険税について

事務局案A	0票	
事務局案B	10票	(欠席者1票含む)
事務局案C	0票	
事務局案D	0票	
棄権	1票	

### ＜事務局案Bに対する賛成意見等＞

- ・被保険者の所得分布の資料によると、被保険者の7～8割が所得100万円以下という現実がある。低所得者への配慮は必要ではあるが、所得割へ加担しすぎという考え方は今後続かない。事務局案Bについてはバランスが取れている。
- ・事務局案Bについては低所得世帯への負担について配慮している。
- ・ふじみ野市の国保税率は長い間低所得世帯の負担軽減という考え方に基き今に至っていることから、事務局案Bを採用したい。一人当たりの医療費が増え続けていることから、保健センターの予防事業「健康であることへの努力の推進」をよりお願いしたい。
- ・ジェネリック医薬品への推進や医療費適正化事業の更なる推進をお願いしたい。被保険者も健康に留意したい。
- ・高齢者を多く抱え、低所得世帯が多い中、さらにコロナ禍で収入が減少している背景があるのであれば、ある程度均等割を上げるのも仕方がない。
- ・税率改定の必要性は十分理解できたが、今後令和9年度までの県全体の流れ、一人当たりの医療費が増加していること、医療費の適正化は被保険者の努力も必要であるという事実について理解を深めるよう周知してほしい。
- ・令和9年度まで、今回の改定率を維持してもらいたい。ジェネリック医薬品等、医療の立場から協力できることは協力していきたい。
- ・繰越金の取扱いについて、今後も基金へ積立ができるようお願いしたい。財源確保の観点から、保険者努力支援制度による交付金の獲得や、さらなる徴収率向上等の努力もお願いしたい。

### (2) その他

- 埼玉県国保連合会理事長表彰について
- 次回開催日程について
- 本協議会委員の改選について